

# 岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の内容

情報政策部を加え、環境部を市民環境部に改める。

## 第2 施行期日

令和3年4月1日

岩見沢市条例第 8 号

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「企画財政部」の次に「、情報政策部」を加え、同号中イ及びウを削り、エをイとし、オからクまでをウからカまでとし、同項第 2 号ア中「環境部」を「市民環境部」に改め、同号中イ及びウを削り、エをイとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。